

報 告 第 2 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 3 号

損害賠償の額の決定について

学校施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年11月6日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 21万5,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和2年9月7日未明、新居浜市立高津小学校体育館の越屋根の鋼板を固定する部分が老朽化していたため、当該鋼板の一部が強風により損壊して吹き飛ばされ、北側の民有地 (省 略) に駐車中の小型自動車に接触し、車両を損傷した。